

那須塩原市農業委員会

第4回総会議事録

令和2年10月26日(月)

那須塩原市役所

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和2年10月26日(月) 午後1時30分～ 午後2時10分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：20名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊池 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	12	藤田 一郎
委員	1	石崎 清	〃	13	高瀬 和夫
〃	4	松本 誠治	〃	14	松本 忠太
〃	5	金田 廣衛	〃	15	室井 孝美
〃	6	木下 久雄	〃	16	江連 節男
〃	7	三本木 直人	〃	17	槌江 栄作
〃	8	秋元 誠	〃	18	渡辺 秀一
〃	9	大田原 重夫	〃	19	島田 晴子
〃	10	田淵 徹	〃	20	竹村 文祥

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：6番 木下 久雄 委員、7番 三本木 直人 委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	農地係主任	田端 政則
局長補佐兼農政係長	村松 隆		
農地係長	佐藤 博之		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第4回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、おりませんので、在任委員20名です。過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することでご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号6番木下久雄委員と、議席番号7番三本木直人委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、藤田一郎委員の報告を求めます。
藤田一郎委員	議案第1号、番号1番について報告します。 農地に使用貸借による権利を設定する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市箕輪を中心に、一部高林、洞島に位置しています。 借手人の経営状況は、賃貸借が親子の関係ですが、酪農経営で成牛65頭、育成牛40頭を飼養し、4.5ヘクタールに水稻を作付しています。 申請地の耕作予定は、10.5ヘクタールにデントコーン、イタリアン、4.5ヘクタールに水稻を作付予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認しました。 番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、木下久雄委員の報告を求めます。
木下久雄委員	議案第1号、番号2番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、二つ室自治公民館より北東へ約1キロメートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、水稻380アールの作付けを譲受人と奥さんの2人でトラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有し耕作しています。 申請地の耕作予定は、小豆他穀類を約10アールの面積で作付けする予定です。

議長	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
江連節男委員	番号3番について、江連節男委員の報告を求めます。 議案第1号、番号3番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、旧那須塩原市立金沢小学校より西へ約800メートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、現在契約社員として働いているので経営は行っておりませんが、令和3年4月に退職をし、新規で就農する予定です。また今後は大田原市から通って営農する予定です。 申請地の耕作予定は、現在申請地は不作付地なので、今後重機等で開墾し、そば等の作付けをする経営計画書が提出されています。 調査の結果、申請地は農業経営計画書のとおり耕作されると思われます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、江連節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
竹村文祥委員	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、竹村文祥委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 既存敷地を拡張するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR西那須野駅より西へ2キロメートルに位置しています。 現地調査は、10月22日、午前9時40分頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。 本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での既存の住宅敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

	申請に至った経緯は、申請人は、自宅敷地が道路の拡張計画に伴い買収されたことにより、車を置くスペースを確保するための申請です。尚、申請人が申請地を相続により取得した時点で、申請地の一部が宅地として使われていたため、始末書が添付されています。 事業計画は、申請地に住宅敷地を拡張し、３台分の駐車場を整備する内容となっています。上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 隣接農地との間に擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 番号１番について、松本忠太委員の報告を求めます。
松本忠太委員	議案第３号、番号１番について、調査班を代表して報告します。 申請人は、令和２年２月に農地転用許可を取得しましたが、事業計画区域を減らすための事業計画変更申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、高林公民館より北東へ９６０メートル、東へ６５０メートル、南東へ９００メートルに位置しています。 現地調査は、１０月２１日、午前１０時１０分頃に行いました。 変更の理由は、那須塩原市との協議の結果、既存井戸用地４２８．８４平方メートルを事業用地から除外することになりました。また、工事計画の見直しにより一部山林部分２６，６３３．９１平方メートルを事業用地から除外することになったため今回の申請に至りました。 尚、変更前の計画より２７，０６２．７５平方メートルが事業用地から減少します。 現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。 地元調査員、調査班ともに、変更相当として委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
三本木直人委員	この減らした理由というのは、那須塩原市との協議の結果ということで書いてはあるのですが、こういった目的のために変更の願いに出たのか、わかる範囲で結構ですので教えて下さい。
事務局	こちらの変更計画書の中では、費用対効果も含めて総合的な判断で減らすことにしたということになっております。
三本木直人委員	今の説明では、市が提案したということですね。費用対効果というのは、事業者の言い分の

	ように聞こえるのですが。私の想像からするには、市役所として景観とか環境とかといったものを配慮して規模を小さくしていったのかなと思ったのですが、費用対効果という説明がちょっとわかりづらいのですが。
事務局	こちらの太陽光発電については、担当が環境課になっているのですが、私どもは今回の資料から見ている範囲では、事業者の方から計画変更を言って、那須塩原市が協議に応じたという理解でありました。今回除外した部分がなくても計画に支障がないということで那須塩原市に協議を持ち掛けたのだと、私どもは理解をしております。 但しこれは推測でありますので、詳細等必要でございましたら担当課に確認してお知らせさせていただきます。 今の段階ではこれ以上わかりませんのでご了解いただければと思います。
藤田一郎委員	私、調査に当たったのですが、理由を聞いたところによりますと、既存の井戸用地につきましては、もう施設が出来ていまして、そこを除外するというのはそのとおりなのですが、もう一つの方は細長い用地でして、2ヘクタールくらいだったかと思いますが、両側に30メートルの緩衝帯を設けなくてはならないということになると採算に合わないということでした。
三本木直人委員	藤田委員の説明で、30メートルの緩衝帯をつけるというのがあったのですが、法律の規制が変わったのか、今太陽光発電の施設を作る際にはそういった緩衝帯をつけるということになったのですか。
田淵 徹委員	私も仕事で太陽光発電の申請関係を取り扱うことがあるのですが、森林法というのがありまして、1ヘクタールを超える太陽光発電をやる場合は、周りに残森林を設けなければならないという規定がありまして、その距離が今回の申請ですと30メートルと該当していると思われます。
事務局	今一度、今回の計画変更につきましては確認をさせていただきます。 確認をしたうえで、次の機会に皆さまにお伝えできればと思います。
議長	この件に関しては、次回回答するということで採決してもよろしいですか。 《はい》 それではあらためて番号1番につきまして採決したいと思います。 松本忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、田淵 徹委員の報告を求めます。
田淵 徹委員	議案第4号、番号1番について報告します。 賃借により、資材置場を整備するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より南東へ約600メートルに位置しています。 現地調査は、10月21日、午前9時20分頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の準工業地域であるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、農地転用の許可を受けずに整地と残土を置いてしまったため、始末書

	を添付し今回の申請に至りました。 事業計画は、申請地に山砂を置くための資材置場を整備する内容となっています。 上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 L型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、田淵 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
松本誠治委員	番号2番について、松本誠治委員の報告を求めます。 議案第4号、番号2番について報告します。 売買により、店舗兼住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より北西へ300メートルに位置しています。 現地調査は、10月22日、午前9時40分頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。 既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、譲受人は美容師専門学校卒業後、東京で働いていました。 美容を専門とする会社を設立して開業することになりましたので、下永田の本土地を選定いたしました。下永田は譲受人が生まれた地域で、両親も同じ地域に住んでいることから、実家から比較的近い場所に自己の店舗兼住宅を建築するため申請に至りました。 事業計画は、申請地に店舗兼住宅を建築する内容となっています。 上水道は、市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。 雨水は敷地内地下浸透処理とします。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
島田晴子委員	番号3番について、島田晴子委員の報告を求めます。 議案第4号、番号3番について報告します。 売買により、既存敷地を拡張するための申請です。

	申請内容は議案書記載のとおりです。
	申請地は、黒磯総合運動場より北へ約400メートルに位置しています。
	現地調査は、10月21日、午前10時40分頃に行いました。
	申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第1種中高層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。
	申請に至った経緯は、譲受人は、本年9月に住宅を新築完成しましたが、北側境界と住宅の間が狭く、敷地を拡張したいと考え北側隣地の所有者に相談したところ、土地譲渡の快諾を得られたため本申請に至りました。
	事業計画は、申請地に住宅敷地を拡張し、物置や通路を設置する内容となっています。
	上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
	コンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号3番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
江連節男委員	番号4番について、江連節男委員の報告を求めます。
	議案第4号、番号4番について報告いたします。
	使用貸借により、既存敷地を拡張するための申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	申請地は、二区町自治公民館より北へ約1キロメートルに位置しています。
	現地調査は、10月22日、午前9時25分頃に行いました。
	申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。
	本件は、既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での既存の住宅敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し立地基準上問題ありません。
	申請に至った経緯は、事業拡大に伴い既存工場が手狭になったため、隣接する申請地を工場敷地として使用するための申請です。
	事業計画は、申請地に既存工場敷地を拡張し、製品の保管場所として利用する計画となっています。
	上下水道は、既存の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。
	転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

渡辺秀一委員

《特に意見なし》

無いようですので、江連節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。

番号５番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。

議案第４号、番号５番について報告します。

売買により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北へ１．５キロメートルに位置しています。

現地調査は、１０月２１日、午前９時３５分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、土地計画法上の第２種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、現在茨城県で自宅に併設する医院を運営していますが、那須塩原の気候、環境、交通等の利便性が気に入り、移住を考えていますが、現在コロナ等の状況から簡単に医院を移転できず、まずは住まいを建築し滞在しながら開業の準備をしていきたいため申請に至りました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

コンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号５番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。

次に、議案第５号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第５号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書８ページから１０ページが「利用権設定関係」の案件で１１件、合計面積は１２６，５３１平方メートルとなります。

続いて１１ページが「所有権移転関係」の案件で２件、面積は１４，１３５平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第３項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題

議長

はないと思われます。

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第4回総会を閉会いたします。